

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		資格確認書の交付
根拠法令等及び条項		国民健康保険法第9条第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	国民健康保険法第5条、第6条、第7条、第8条
	参考事項	国民健康保険法施行規則第2条、第3条、第15条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 国民健康保険法抜粋 (被保険者) 第5条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者とする。 (適用除外) 第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の被保険者としない。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者 (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員 (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (5) 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。 (6) 船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者 (7) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定によ	

る承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。

- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者
- (9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- (10) 国民健康保険組合の被保険者
- (11) その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの
（資格取得の時期）

第7条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。

（資格喪失の時期）

第8条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有しなくなった日の翌日又は第6条各号（第9号及び第10号を除く。）のいずれかに該当するに至った日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、都道府県の区域内に住所を有しなくなった日に他の都道府県の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。

2 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、第6条第9号又は第10号に該当するに至った日から、その資格を喪失する。

（届出等）

第9条

2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第36条第3項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

国民健康保険法施行規則抜粋

（資格取得の届出）

第2条 都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、14日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、世帯主との続柄、現住所、従前の住所及び職業
- (2) 資格取得の年月日及びその理由
- (3) その世帯に既に被保険者の資格を取得している者がある場合にあっては、その旨、その者に係る被保険者証の記号番号(その者の属する世帯の世帯主が法第54条の3第1項又は第2項本文の規定により特別療養費を支給することとされているときは、その旨及び被保険者資格証明書の記号番号。以下同じ。)及び個人番号、その世帯に被保険者の資格を取得している者がいない場合にあっては、その旨
- (4) 都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、世帯主となつた者(当該都道府県の区域内に住所を有するに至つた日の前日において、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第29条の7第2項第8号イに規定する特定同一世帯所属者(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による特定同一世帯所属者を含み、以下「特定同一世帯所属者」という。)が属する世帯の世帯主であつた者に限る。)と当該特定同一世帯所属者が同一の日に当該都道府県の区域内に住所を有するに至つた場合には、その旨
- (5) 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあっては、その旨及び本邦において行うことができる活動
- (6) 都道府県の区域内に住所を有するに至つたときに当該被保険者がその属する世帯を変更した場合又は当該世帯の世帯主に変更があつた場合には、その旨
- (7) 個人番号の変更をしたことがある場合には、その時期

2 前項第4号の場合にあっては、同項の届出は、従前の住所を有した市町村により交付された特定同一世帯所属者である旨を証明する書類(以下「特定同一世帯所属者証明書」という。)を提示して行わなければならない。

3 第一項第五号の場合にあっては、同項の届出は、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第7条第2項に規定する同令別記第7号の4様式による指定書を提示して行わなければならない。

(法第6条各号のいずれにも該当しなくなつた者に係る資格取得の届出)

第3条 法第6条各号のいずれにも該当しなくなつたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、14日以内に、前条第一項各号に規定する事項(同項第1号に規定する現住所及び従前の住所を除く。)を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

(資格確認書の交付等)

第6条 法第9条第2項(法第22条において準用する場合を含む。)の規定により同項に規定する書面であつて複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたもの(以下「資格確認書」という。)(様式第1号、様式第1号の2の2、様式第1号の2の4、様式第1号の2の6、様式第1号の2の8又は様式第1号の2の

10による資格確認書に限る。以下この条において同じ。)の交付を求める世帯主(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該申請者が住所を有する市町村に提出して、その交付を申請しなければならない。

- (1) 申請の年月日
- (2) 申請者の氏名及び個人番号
- (3) 資格確認書の交付を求める被保険者の氏名、生年月日及び個人番号
- (4) 申請の理由
- (5) その他市町村が定める事項であつて申請者が資格確認書への記載を求めるものがある場合には、その旨

2 市町村は、前項の規定による交付の申請があつたときは、第4項各号に掲げる事項を記載した資格確認書を、申請者に有効期限を定めて交付しなければならない。この場合において、資格確認書は、その世帯に属する被保険者であつて、電子資格確認(法第36条第3項に規定する電子資格確認をいう。第7条の3第2項第2号及び第24条の5第1項第3号において同じ。)を受けることができない状況にあるものごとく作成するものとする。

3 前項の有効期限は、交付の日から起算して5年を超えない範囲内において市町村が定めるものとする。

4 法第9条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 世帯主の氏名
- (3) 被保険者記号・番号及び保険者番号並びに交付者又は保険者の名称
- (4) 国民健康保険の適用開始の年月日又は資格取得の年月日及び資格確認書の交付年月日
- (5) 一部負担金の割合及び発効期日(70歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者であつて、高齢受給者証(第7条の4第1項に規定する高齢受給者証をいう。)を交付されないものに係るものに限る。)
- (6) 有効期限
- (7) その他市町村が定める事項であつて申請者が記載を求めたもの(届書の記載事項等)

第15条 第2条から第5条の2まで、第5条の4、第8条から第13条まで、第27条の5の4及び第27条の5の5の届書には、届出人の氏名、住所、個人番号及び届出年月日を記載しなければならない。

2 前項に規定する届書に係る被保険者が資格確認書の交付を受けている場合には、当該届書に、当該届出に係る資格確認書を添えなければならない。

3 第1項に規定する届書(第5条、第5条の2、第5条の4、第10条から第10条の3まで、第27条の5の4及び第27条の5の5の規定による届書を除く。)に係る被

保険者が高齢受給者証の交付を受けている場合には、当該届書に、当該届出に係る高齢受給者証を添えなければならない。